

## 予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：土木費 項：都市計画費 目：建築指導費

### 事業名 移転住宅助成費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 建築指導課 建築物地震対策推進係 電話番号：058-272-1111(内4786)

E-mail：c11655@pref.gifu.lg.jp

**1 事業費** **2,613 千円** (前年度予算額：**0 千円**)

#### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費   | 財 源 内 訳    |            |            |            |     |     |     |            |
|-----|-------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|------------|
|     |       | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財 産<br>収 入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 0     | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 0          |
| 要求額 | 2,613 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 2,613      |
| 決定額 | 2,613 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0   | 0   | 0   | 2,613      |

## 2 要 求 内 容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県内の災害危険区域は74箇所、土砂災害特別警戒区域は15,986箇所指定されている。

(令和5年9月30日時点)

がけ崩れ、土石流、地すべり等の災害にあう危険性が高い住宅が存在していることから、住民の生命の安全を確保するため、移転を支援する必要がある。

### (2) 事業内容

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、市町村が危険住宅の移転を行う者に補助金を交付する場合、その一部を県が市町村に助成する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

#### ア 危険住宅の除却等費

##### ・補助対象限度額

除却費：年度ごとに国土交通大臣が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等により算出した除却工事費

引越費用等：975千円／戸（動産移転費等）

・負担割合 国：1/2 県：1/4 市町村：1/4

#### イ 危険住宅に代わる住宅の建設等に係る建物助成費（融資の際の利息相当額）

##### ・補助対象限度額

3,250千円／戸（建物）、960千円／戸（土地）

・負担割合 国：1/2 県：1/4 市町村：1/4

### (4) 類似事業の有無

無

## 3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額    | 事業内容の詳細          |
|------|-------|------------------|
| 補助金  | 2,613 | 除却等費 2件、建物助成費 1件 |
| 合計   | 2,613 |                  |

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

「第2期岐阜県強靱化計画」 総合的な水害・土砂災害対策の推進

「岐阜県耐震改修促進計画」 建築物の耐震化を促進する施策

### (2) 事業主体及びその妥当性

事業主体：市町村

（市町村が事業を実施、国・県が市町村に補助）

## 県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

|           |  |
|-----------|--|
| 補助事業名     | 移転住宅助成費  |
| 補助事業者（団体） | 市町村<br>(理由)<br>市町村は、市町村耐震改修促進計画を策定しており、同計画に基づき実施するがけ地近接等危険住宅移転事業を県が支援するため。   |
| 補助事業の概要   | (目的)<br>がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における住民の生命の安全を確保するため、耐震改修促進計画に基づき危険住宅の移転を促進させる。<br>(内容)<br>市町村が危険住宅の移転を実施する住宅の所有者に補助金を交付する場合、市町村に助成する。  |
| 補助率・補助単価等 | 定率<br>(内容)<br>ア 危険住宅の除却等費<br>・補助対象限度額<br>除却費：年度ごとに国土交通大臣が定める住宅局所管事業に係る標準建設費等により算出した除却工事費<br>引越費用等：975千円／戸（動産移転費等）<br>・負担割合 国：1/2 県：1/4 市町村：1/4<br><br>イ 危険住宅に代わる住宅の建設等に係る建物助成費（融資の際の利息相当額）<br>・補助対象限度額<br>3,250千円／戸（建物）<br>960千円／戸（土地）<br>・負担割合 国：1/2 県：1/4 市町村：1/4<br><br>(理由)<br>負担割合は国制度要綱の補助率を基準とし、地方負担分を県と市町村とで同率として設定。 |
| 補助効果      | 災害危険区域等における危険住宅の移転を促進させる。  |
| 終期の設定     | 終期 令和7年度<br>(理由)<br>「岐阜県耐震改修促進計画」の計画年度が令和7年度末までとなっているため。   |

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

(目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名 | 事業開始前<br>( ) | R4年度<br>実績 | R5年度<br>目標 | R6年度<br>目標 | 終期目標<br>(R7) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|--------------|-----|
|     |              |            |            |            |              |     |
|     |              |            |            |            |              |     |

| 補助金交付実績<br>(単位：千円) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
|                    | 0     | 0     | 0     |

○指標を設定することができない場合の理由

危険住宅の移転は、補助があったとしても住民にとっての経済的な負担は大きく、個々の事情により実施を希望する時期が異なること、また、事業主体が市町村であることから、県としての具体的な計画（目標）を立てることが困難であるため。

(これまでの取組内容と成果)

|       |                            |
|-------|----------------------------|
| 令和2年度 | 事業実施なし<br>指標① 目標： 実績： 達成率： |
| 令和3年度 | 事業実施なし<br>指標① 目標： 実績： 達成率： |
| 令和4年度 | 事業実施なし<br>指標① 目標： 実績： 達成率： |

(事業の評価)

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| <p>・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)<br/>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>   |                                    |
| (評価)<br>2   | 危険住宅の移転を促進するために補助制度が必要である。         |
| <p>・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)<br/>3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり)<br/>2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成)<br/>1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%)<br/>0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)</p> |                                    |
| (評価)  |                                    |
| <p>・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)<br/>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>   |                                    |
| (評価)<br>1   | 直接事業を行っている市町村への助成事業であり、効率化は図られている。 |

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項  
補助制度を設けていない市町村に対し、引き続き制度創設に向けた働きかけが必要。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか  
令和3年度から第3期計画として始まった岐阜県耐震改修促進計画に基づき、危険住宅の移転を促進させ、地震等に伴う宅地被害の軽減対策を推進する。